

ID: 1789

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉充実計画の終了の承認		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第55条の4		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (社会福祉充実計画の終了) 第55条の4 第55条の2第1項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日